



平成 18 年 1 月 11 日

各 位

東京都港区西新橋一丁目 10 番 2 号
グランド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社
代表取締役 佐藤 明彦
(コード番号：8783)
問い合わせ先 取締役 松浦 一博
電話 03 - 5532 - 1031

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 18 年 1 月 11 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社ジャスダック証券取引所への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 募集による新株式発行の件

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 2,000 株 |
| (2) 発行価額 | 未定(平成 18 年 1 月 23 日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が発行
価額を下回る場合は、本新株式発行を中止するものとする。 |
| (3) 発行価額中資本に
組入れない額 | 未定(平成 18 年 1 月 23 日開催予定の取締役会で決定) |
| (4) 発行価格 | 未定(発行価額決定後、発行価額以上の価格で仮条件を提示
し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成 18 年 2 月 1
日に決定される予定) |
| (5) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券エスエムピーシー株式会社、日興シテ
ィグループ証券株式会社、新光証券株式会社、イー・トレード
証券株式会社、マネックス証券株式会社、東海東京証券株式会
社、岡三証券株式会社及びオリックス証券株式会社に全株式を
買取引受けさせる。 |
| (6) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と
引受価額(引受人より当社に支払われる金額)との差額の総額
を引受人の手取金とする。 |
| (7) 証券会社申込受付期間 | 平成 18 年 2 月 3 日(金曜日)から
平成 18 年 2 月 8 日(水曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 1 株 |
| (9) 払込期日 | 平成 18 年 2 月 9 日(木曜日) |
| (10) 株券交付日 | 平成 18 年 2 月 10 日(金曜日) |
| (11) 配当起算日 | 平成 17 年 10 月 1 日(土曜日) |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項
分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(12) その他本新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。

(13) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 750 株
- (2) 売 出 価 格 未 定 (平成 18 年 2 月 1 日に決定される予定)
なお、上記 1.により発行する新株式の発行価格と同一とする。
- (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 22 号
東京中小企業投資事業有限責任組合 500 株
東京都千代田区有楽町一丁目 10 番 1 号
アビームコンサルティング株式会社 250 株
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムピーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。
ただし、上記 1.において定める新株式の発行が中止された場合には、本株式売出しも中止される。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額 (引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 証券会社申込受付期間 上記 1.により発行する新株式の申込受付期間と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記 1.により発行する新株式の申込株数単位と同一とする。
- (8) 株 券 受 渡 期 日 平成 18 年 2 月 10 日 (金曜日)
- (9) その他本株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

[ご 参 考]

1. 募集及び売出しの概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 発行新株式数及び売出株式数 | |
| 発行新株式数 | 普通株式 2,000株 |
| 売出株式数 | 普通株式 750株 |
| (2) 需要の申告期間 | 平成18年1月25日(水曜日)から
平成18年1月31日(火曜日)まで |
| (3) 価格決定日 | 平成18年2月1日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、発行価額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定します。) |
| (4) 証券会社申込受付期間 | 平成18年2月3日(金曜日)から
平成18年2月8日(水曜日)まで |
| (5) 株券交付日及び株券受渡期日 | 平成18年2月10日(金曜日) |
| (6) 配当起算日 | 平成17年10月1日(土曜日) |

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,000株
増資による増加株式数	2,000株
増資後の発行済株式総数	15,000株

3. 調達資金の用途

今回の増資による手取概算額 543,000 千円については、今後の業容拡大のための新規事業立ち上げ及び優秀な人材の採用・育成のために充当する予定です。

(注)手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(280,000円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1)利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、事業基盤の強化と事業展開に必要な内部留保の充実を考慮し、利益の成長に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。なお、当社は現在、成長の過程にあり、今後のさらなる事業基盤の拡充のためまずは内部留保の充実に努めることが株主尊重に繋がるとの判断から、設立以来、配当を行っておりません。

(2)内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、事業基盤の拡充及び今後の収益向上のための原資として活用して参ります。

(3)今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後は、各期の業績及び中長期的な業績の見通しを踏まえ、総合的な見地から株主への利益還元策を検討していく所存ではありますが、現時点において具体的な内容は決定しておりません。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4)過去3決算期間の配当状況

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1株当たり当期純利益	16,411.58 円	44,096.03 円	57,105.63 円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	- (-)	- (-)	- (-)
実績配当性向	-	-	-
株主資本当期純利益率	36.3%	47.6%	47.5%
株主資本配当率	-	-	-

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本（期首・期末の平均）で除した数であります。

3. 当社は平成 17 年 8 月 29 日付で株式 1 株につき 5 株の株式分割を行っております。そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書における 1 株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」（平成 16 年 12 月 10 日付 JQ 証（上審）16 第 3 号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、平成 15 年 3 月期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1株当たり当期純利益	3,282.31 円	8,819.20 円	11,421.12 円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	- (-)	- (-)	- (-)

5. 従業員持株会への販売

従業員持株会がありませんので、同会への販売の予定はありません。

6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。